

CFP（カーボンフットプリント）算定結果の 妥当性確認ガイドライン

一般財団法人 建材試験センター
性能評価本部

目 次

1. 妥当性確認の基本的な考え方
2. 妥当性確認の流れ
3. 妥当性確認の計画
 - 3-1. 妥当性確認計画に関する書類の作成
 - 3-2. 妥当性確認スケジュールの作成及び提出
4. 妥当性確認の実施
 - 4-1. 事前説明
 - 4-2. チェックリストを用いた妥当性確認
5. 妥当性確認結果のとりまとめ
 - 5-1. 妥当性確認結果のとりまとめ
 - 5-2. 適合証明判定委員会への報告
 - 5-3. 証明書の発行
6. 提出書類

1. 妥当性確認の基本的な考え方

「CFP 算定結果の妥当性確認ガイドライン」に基づく CFP 算定結果の妥当性確認は、次の品目を対象とする。

- ・ 建築用コンクリートブロック
- ・ インターロッキングブロック

また、CFP 算定結果の妥当性確認は、

- ・ 対象製品の製造工場の特定
 - ・ 対象製品の種類、製造量の把握
 - ・ 対象製品の原材料の種類、使用量、輸送方法・距離の把握
 - ・ 燃料等使用量の把握
 - ・ 対象製品の製造工場の温室効果ガス排出量の算定結果の確認
 - ・ 各製品における温室効果ガス排出量の算定の確認
- といった手順で行う。

一方、本ガイドラインに基づく CFP 算定結果の妥当性確認は、対象製品の製造工場により上記に沿って行われた CFP の算定が、「カーボンフットプリント算定ルール 即時脱型コンクリート製品(即時脱型コンクリートブロック CFP コンソーシアム)」(以下、単に「算定ルール」という。)に従っているのか、また、その算定や集計の結果が適切であるかについて、第三者の立場でチェック、判断するものである。

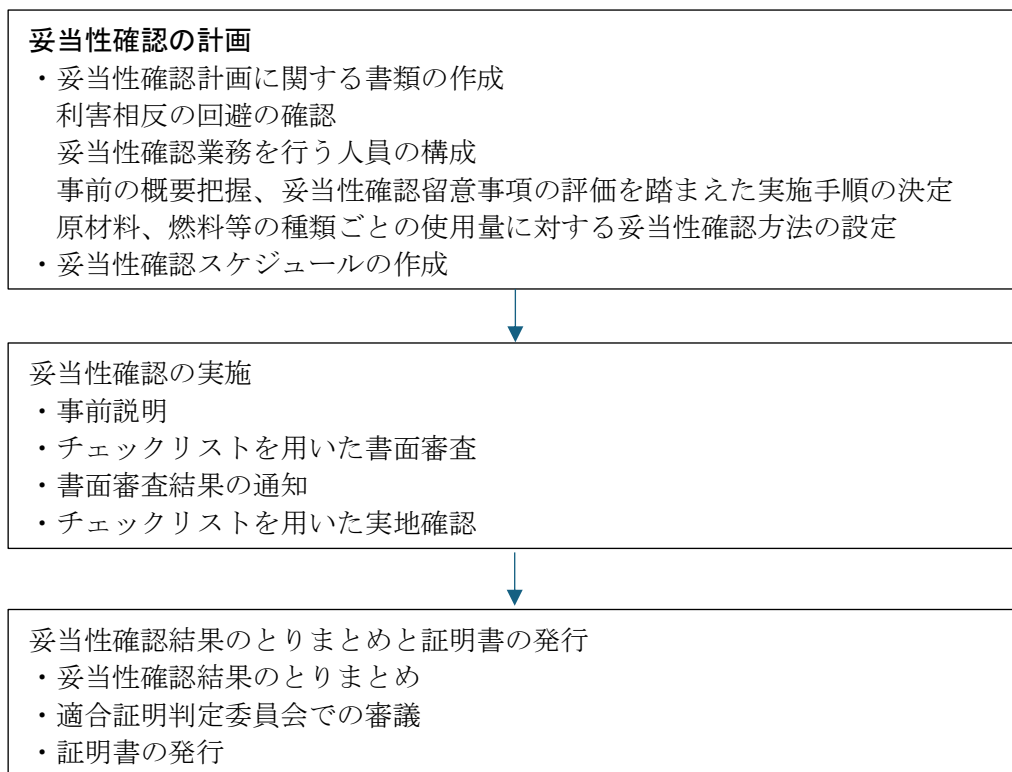
その際の基本方針は、以下のとおりとする。

- ・ 算出シートの検証は行わない。算出シートに入力された値が正しければ、正しい温室効果ガス排出量が算出されるものとする。
- ・ 妥当性確認は、書面審査と実地確認の2段階で実施する。
- ・ 書面審査では、算定ルールに則って CO₂ 排出原単位の設定、各原材料の輸送距離・使用量、対象製品の製造量、燃料等の使用量が入力されているかの確認を行う。また、各製品の標準配合に基づき、原材料の総使用量と一次製造の製品重量が一致しているか検算を行う。
- ・ 書面審査結果は、対象工場に予め通知する。書面審査により不備、不明事項が確認された場合は、その不備、不明事項が解決されるまで実地確認は行わない。
- ・ 実地確認では、CFP 算定に用いられた対象製品の生産量、原材料の使用量、輸送量、燃料等の使用量について客観的証拠の確認により行う。
- ・ 不備、不明事項を是正するためのプロセスについては、本妥当性確認では関与しない。

本ガイドラインにより、妥当性確認を円滑に行えるように、手順、確認方法及び判断基準を示す。

2. 妥当性確認の流れ

CFP 算定結果の妥当性確認業務の流れを以下に示す。



3. 妥当性確認の計画

3-1. 妥当性確認計画に関する書類の作成

建材試験センター(以下、単にセンターという。)は、妥当性確認に先立ち、妥当性確認計画に関する書類を作成する。妥当性確認計画に関する書類は、次の項目について記載しなければならない。

- ・ 利害相反の回避の確認
- ・ 妥当性確認業務を行う人員の編成(各人員における役割分担を含む。)
- ・ 事前の概要把握、妥当性確認留意事項の評価を踏まえた実施手順の決定
- ・ 原材料、燃料等の種類ごとの使用量に対する妥当性確認方法の設定

(1) 利害相反の回避の確認

センターは、妥当性確認先の事業者と妥当性確認のための契約を締結する前に、利害相反の回避を確認しなければならない。

(2) 妥当性確認業務を行う人員の編成

本ガイドラインに基づく妥当性確認は、JIS 認証審査員、若しくはセンターの適合証明業務規程(建試評規Q I - 5 1 0 - 1 6)に定める工場調査員から、当該案件を担当する人員(以下、単に担当者という。)を編成する。また、担当する全ての者について役割分担をあらかじめ明確にし、妥当性確認計画に関する書類に記載しなければならない。

(3) 概要把握

担当者は、妥当性確認業務の計画に当たり、対象製品の製造工場の事業内容、原材料の種類及び燃料等使用量監視点に関する概要把握のための情報を、あらかじめ入手し、又は閲覧することが望ましい。

特に、対象製品・原材料の種類、燃料等使用量監視点や購買伝票等の数量が多い場合は、(5)に述べる原材料、燃料等の種類ごとの使用量に対する妥当性確認方法の設定にも影響するため、それらの状況について事前に情報収集しておくことが望ましい。

(4) 妥当性確認留意事項の抽出と評価

担当者は、概要把握に基づき、あらかじめ妥当性確認留意事項について抽出し、その評価を行い、特定すること。また、その結果について、妥当性確認計画に反映させなくてはならない。なお、抽出した妥当性確認留意事項は、「カーボンフットプリント妥当性確認チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)のコメント欄に記録すること。

(5) 原材料、燃料等の種類ごとの使用量に対する妥当性確認方法の設定

担当者は、対象製品の生産量、原材料、燃料等の使用量に対する妥当性確認を計画するに当たり、その種類ごとに妥当性確認方法を設定する。

妥当性確認方法は、CFP 算定に用いられた対象製品の生産量、原材料の使用量について、サンプリングされた購買伝票等に記載されている購買データ、日報等に記録されたデータその他の関連するデータと突合するサンプリング確認とする。燃料等の使用量に関しては、燃料等使用量監視点や購買伝票等の数量が多い場合を除き、全数確認とする。

3-2. 妥当性確認スケジュールの作成及び提出

センターは、作成した妥当性確認計画に関する書類に基づき、妥当性確認業務を行う人員編成及び役割分担、全体の妥当性確認行程を示した妥当性確認スケジュールを作成し、あらかじめ対象製品の製造工場に提出する。

4. 妥当性確認の実施

本ガイドラインに基づく CFP 算定結果の妥当性確認は、

①対象製品の製造工場により行われた CFP 算定が、「算定ルール」に従っているか。

②算定や集計の結果が適切であるか。

について、第三者の立場でチェック、判断するものである。その際、①については対象製品の製造工場が作成した「CFP 算定報告書」、「根拠資料一式」を、②については「チェックリスト」を用いて行う。なお、妥当性確認の実施に当たっては、対象製品の製造工場で現地における客観的証拠の確認、現場担当者等へヒアリング等により行うこと。

ただし、書類等の確認のみで全ての確認事項について適合していることが明らかであるとセンターが合理的に説明できる場合については、現地における確認を省略することができる。

4-1. 事前説明

センターは、妥当性確認に先立ち、対象製品の製造工場に対して、妥当性確認業務の理解を促進するため、妥当性確認計画、業務遂行上の遵守事項等について、十分に説明する。

4-2. チェックリストを用いた妥当性確認

算定や集計の結果が適切であることの確認は、「チェックリスト」を用いて実施する。

(1) 根拠資料の記録

各「チェック項目」の確認に当たって、担当者は「チェックリスト」の「根拠資料」欄に資料の名称を記載する。原則として、確認の対象年度における最新の書類等を用いて確認を行わなければならない。

(2) 確認結果の判断

(1)で記録した根拠資料に基づき、担当者は各「チェック項目」の確認結果を、次の表の基準に従って判断し、「確認結果」欄の適合／不備あり／不明のいずれかにチェックする。確認結果が適合の場合は、その判断の概要を、不備あり／不明な場合はその詳細を「確認結果の判断理由」欄に記入する。

項目ごとの 検証結果の種類	確認結果の基準
適合	CFP 算定報告書に記載され情報が、「算定ルール」に従って報告(算定)されている
不備あり	記載すべき情報であるにもかかわらず CFP 算定報告書に記載がない、又は記載された情報が、「算定ルール」に従って報告(算定・表示)されていない。
不明	証拠が入手できない、又は不十分であるため、CFP 算定報告書に記載された情報が「算定ルール」に従って報告(算定・表示)されているかどうかの判断ができない。

(3) 「不備あり」「不明」の場合の対応

これらの妥当性確認の結果に伴い、対象製品の製造工場が適合となるための対応策を講じる場合には、担当者はチェックリストのコメント欄にその概要を記入する。

5. 妥当性確認結果のとりまとめ

5-1. 妥当性確認結果のとりまとめ

担当者は、チェックリストの全てのチェック項目が「適合」であることを確認し、「CFP 算定結果証明書(以下、単に証明書という。)(案)」を作成する。証明書には、次の内容を盛り込むものとする。

- ・対象製品及び商品名
- ・対象工場と所在地
- ・CFP 算定結果
- ・本証明の有効期間

一方、チェックリストの全てのチェック項目が「適合」にならないまま確認を終了した場合には、「不備あり」又は「不明」の該当する項目及び当該の確認結果と判断した理由を具体的に記載した「証明出来ない旨の通知書」を用いて申請者に通知する。

5-2. 適合証明判定委員会への報告

担当者は、チェックリスト、CFP 算定報告書、証明書(案)をセンターの適合証明業務規程に定める適合証明判定委員会に報告する。

適合証明判定委員会は、担当者の報告に基づき CFP 算定が算定ルールに従っているか、算定や集計の結果が適切であるかを審議・承認する。

5-3. 証明書の発行

適合証明判定委員会において承認された後、証明書を申請者に交付する。

6. 提出書類

(1) 適合証明申請書

(2) CFP 算定結果報告書

(3) CFP 算出シート

(4) CFP 算出に用いた基礎資料

- ・ 製品規格等、対象製品の粒度が分かる資料
- ・ 原材料規格等、原材料の種類、調達先が分かる資料
- ・ 原材料の輸送距離算定に係る根拠資料
- ・ 配合設計基準等、対象製品の標準(示方)配合が分かる資料
- ・ 一バッチあたりの歩留まりが分かる資料